

松子保第 220 号
令和 2 年 6 月 2 日

保護者の皆様

松戸市長 本郷谷 健次
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る保育施設の対応について

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 5 月 25 日に国の緊急事態宣言が解除され、本市保育施設の臨時休園は、5 月 31 日までといたしました。その後、感染拡大防止の観点として、6 月 1 日から通常どおり保育を必要とする方に対して保育を提供しつつ、当面の間は、家庭保育ができる方にはご協力をお願いしたところでございます。

この度、登園自粛の期間の終期については、6 月 15 日（月）から小中学校の全校児童生徒一斉登校となったことを踏まえ、下記のとおり登園自粛の期間を変更いたしましたので、お知らせいたします。

なお、6 月 15 日（月）以降は、通常の保育の提供となる予定ですが、引き続き保育施設の感染症対策を行ってまいりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

記

1 登園自粛の要請期間

変更前 令和 2 年 6 月 1 日（月）から当面の間まで

変更後 令和 2 年 6 月 1 日（月）から令和 2 年 6 月 14 日（日）まで

令和 2 年 6 月 15 日（月）からは、通常保育となります。

2 保育料及び給食費について

- ・保育料及び給食費については、登園日数に応じて当該費用を減額いたします。
- ・対象期間 令和 2 年 4 月 1 日（水）から令和 2 年 6 月 14 日（日）まで

[保育料]

- ・原則、保育料は、日割り前の金額で一旦納入していただきます。
- ・後日、各保育施設から本市に登園日の報告を受けて、日割りにより保育料を決定いたします。
- ・決定した保育料に伴う減額する費用については、各保育施設から返金等の対応を行います。

※6月分保育料の減額の対象となる日数は、6月1日から14日までの開所日数(12日)うち、登園自粛した日数となります。

6月15日(月)以降に欠席された日数は、保育料の減額対象となりません。

※認可保育所については、直近の保育料徴収月分に充てさせていただく予定のため、保護者の方に、新たな手続きをしていただく必要はございません。

[給食費]

- ・給食費については、各保育施設から返金等の対応を行います。
(松戸市の公立保育所については、直近の給食費徴収月分に充てさせていただく予定のため、保護者の方に、新たな手続きをしていただく必要はございません。)

3 その他

- ・保育施設で感染者が発生した場合や、国・県からの要請があった場合など、保育施設を再び臨時休園等することがありますので、ご承知おきください。

問い合わせ
松戸市子ども部保育課
TEL047-366-7351